

福島労働局

Press Release

令和4年6月24日

【照会先】

福島労働局 職業安定部 職業対策課

課長 高羽 秀幸

課長補佐 安達 文洋

高齢者対策担当官 宮城 錠児

(電話) 024-529-5409

令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

厚生労働省福島労働局（局長 河西 直人）では、このたび、令和3年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業3,697社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和3年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています*。

厚生労働省では、今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、福島労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

（集計結果の主なポイントは次ページ以降を参照）

* 令和2年6月1日時点の集計結果では、従業員31人以上の企業の状況をまとめていますが、今回の集計結果では21人以上の企業の状況をまとめています。このため、11ページ以降の表においては、比較可能な場合には前年の数値を記載しています。

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況 (11ページ表1、12ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は3,670社 (99.3%)

- ・企業規模別には大企業では100.0%、中小企業では99.2%

- ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において65.9%

② 65歳定年企業の状況 (13ページ表4)

65歳定年企業は929社 (25.1%)

- ・中小企業では25.6%

- ・大企業では14.7%

II 66歳以上まで勤ける制度のある企業の状況

① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (14ページ表5-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は1,057社 (28.6%)

- ・中小企業では29.0%

- ・大企業では20.2%

② 66歳以上まで勤ける制度のある企業の状況 (15ページ表6)

66歳以上まで勤ける制度のある企業は1,557社 (42.1%)

- ・中小企業では42.4%

- ・大企業では35.0%

③ 70歳以上まで勤ける制度のある企業の状況 (15ページ表7)

70歳以上まで勤ける制度のある企業は1,459社 (39.5%)

- ・中小企業では39.7%

- ・大企業では33.7%

④ 定年制廃止企業の状況および66歳以上定年企業の状況 (13ページ表4)

定年制の廃止企業は149社 (4.0%)

- ・中小企業では4.2%

- ・大企業では0.0%

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

<集計対象>

■ 福島県の常時雇用する労働者が21人以上の企業3,697社

(報告書用紙送付事業所数4,089事業所)

中小企業 (21~300人規模) : 3,534社 (うち31~300人規模: 2,462社)

大企業 (301人以上規模) : 163社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況 (11ページ表1)

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で3,670社（99.3%）であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入*

* 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。

(2) 企業規模別の状況 (11ページ表1)

企業規模別に雇用確保措置を実施済みの企業の割合は、大企業では100.0%、中小企業では99.2%（31人以上規模の企業では99.9%）であった。

（参考）31人以上規模企業

(%)

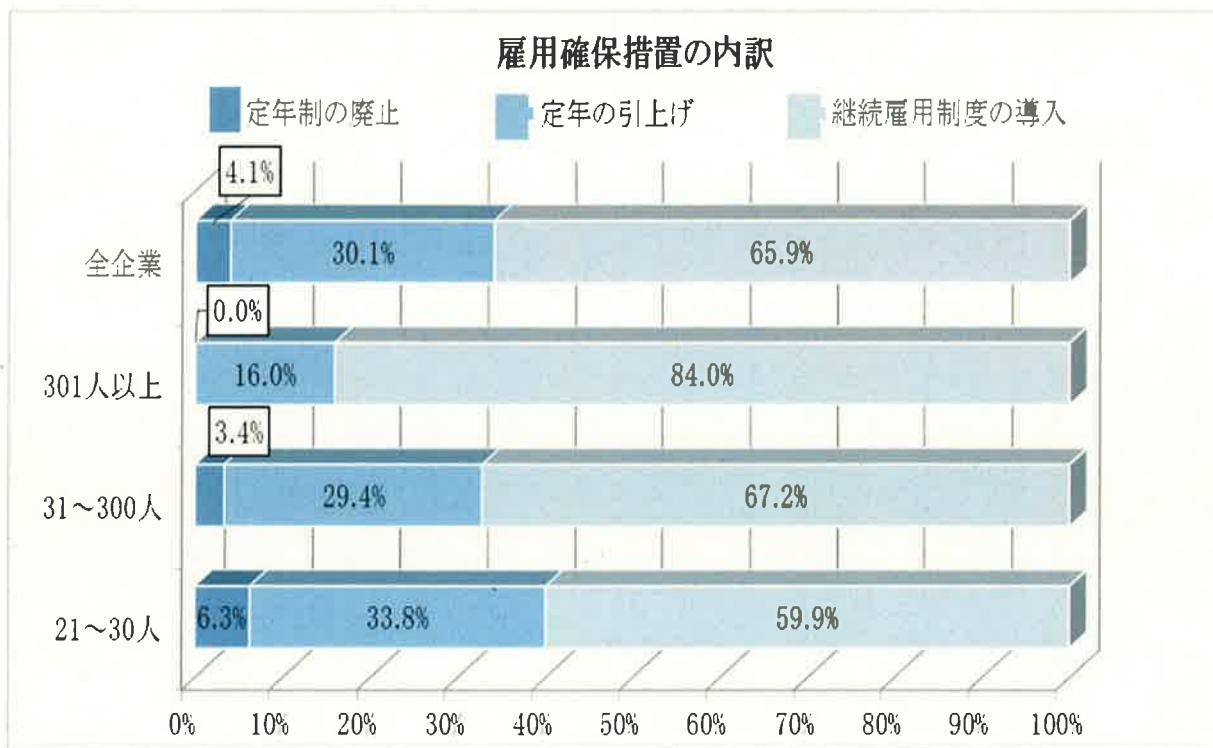
平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年
91.1	96.3	86.8	97.8	98.8	99.0	99.3	99.7	99.7	99.8	99.9

※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があり、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳 (12ページ表3-1)

報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

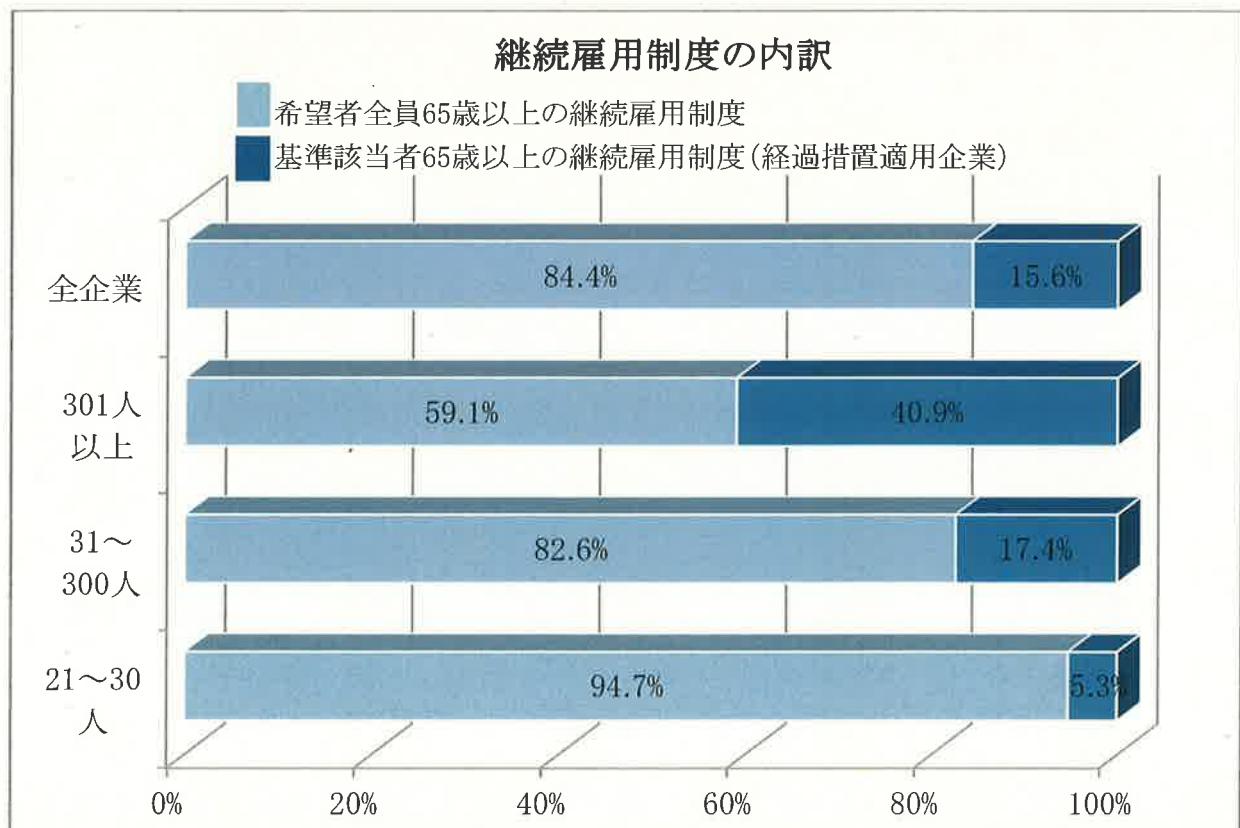
- ① 定年制の廃止は149社（4.1%）
- ② 定年の引上げは1,104社（30.1%）
- ③ 継続雇用制度の導入は2,417社（65.9%）



(4) 65歳以上の継続雇用制度のある企業の状況（12ページ表3-2）

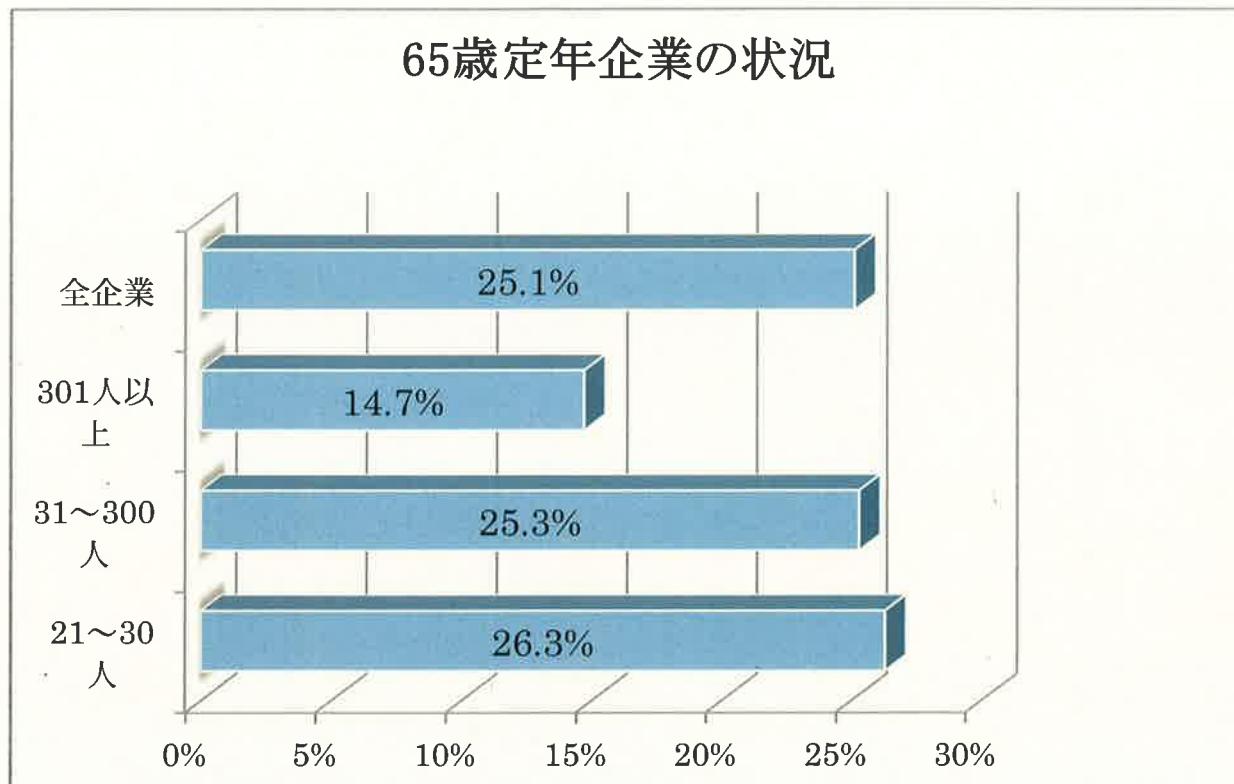
65歳以上の「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業(2,417社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は2,041社(84.4%)であった。

一方、高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、報告した全企業では15.6%であったが、大企業に限ると40.9%であった。



2 65歳定年企業の状況 (13ページ表4)

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は929社(25.1%)で、中小企業では25.6%、大企業では14.7%であった。



3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (14ページ表5-1)

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」^{注2}という。）を実施済みの企業は1,057社(28.6%)で、中小企業では29.0%、大企業では20.2%であった。

注2 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。

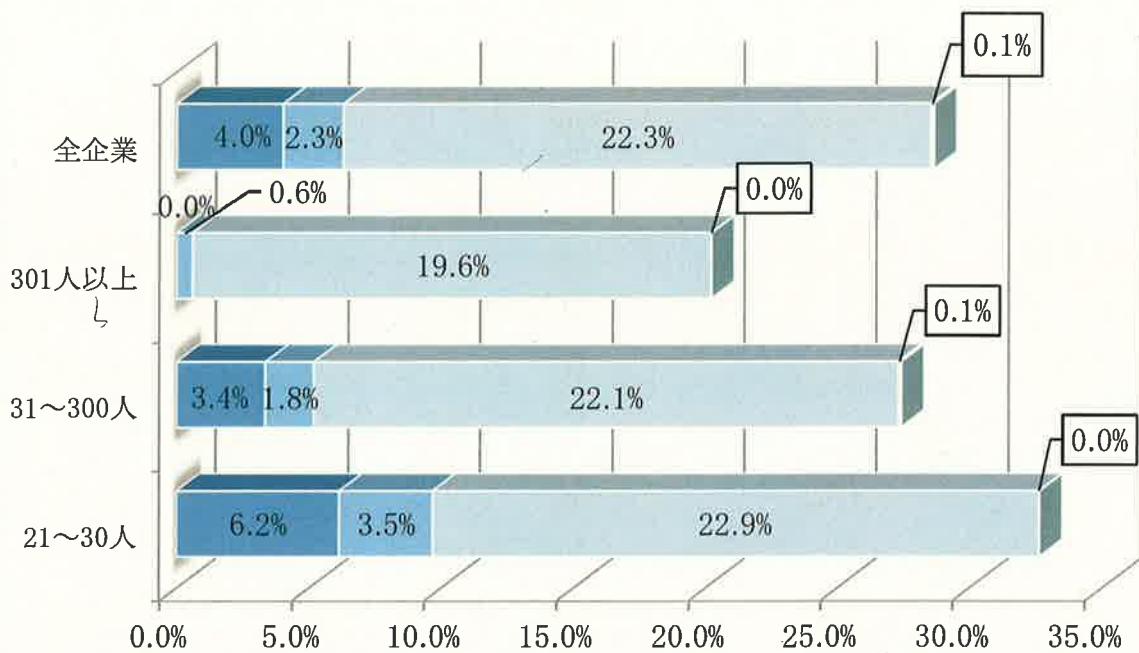
①70歳までの定年の引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

(2) 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

- ① 定年制の廃止は149社 (4.0%)
- ② 定年の引上げは84社 (2.3%)
- ③ 継続雇用制度の導入は823社 (22.3%)
- ④ 創業支援等措置の導入は1社 (0.1%)

就業確保措置の内訳

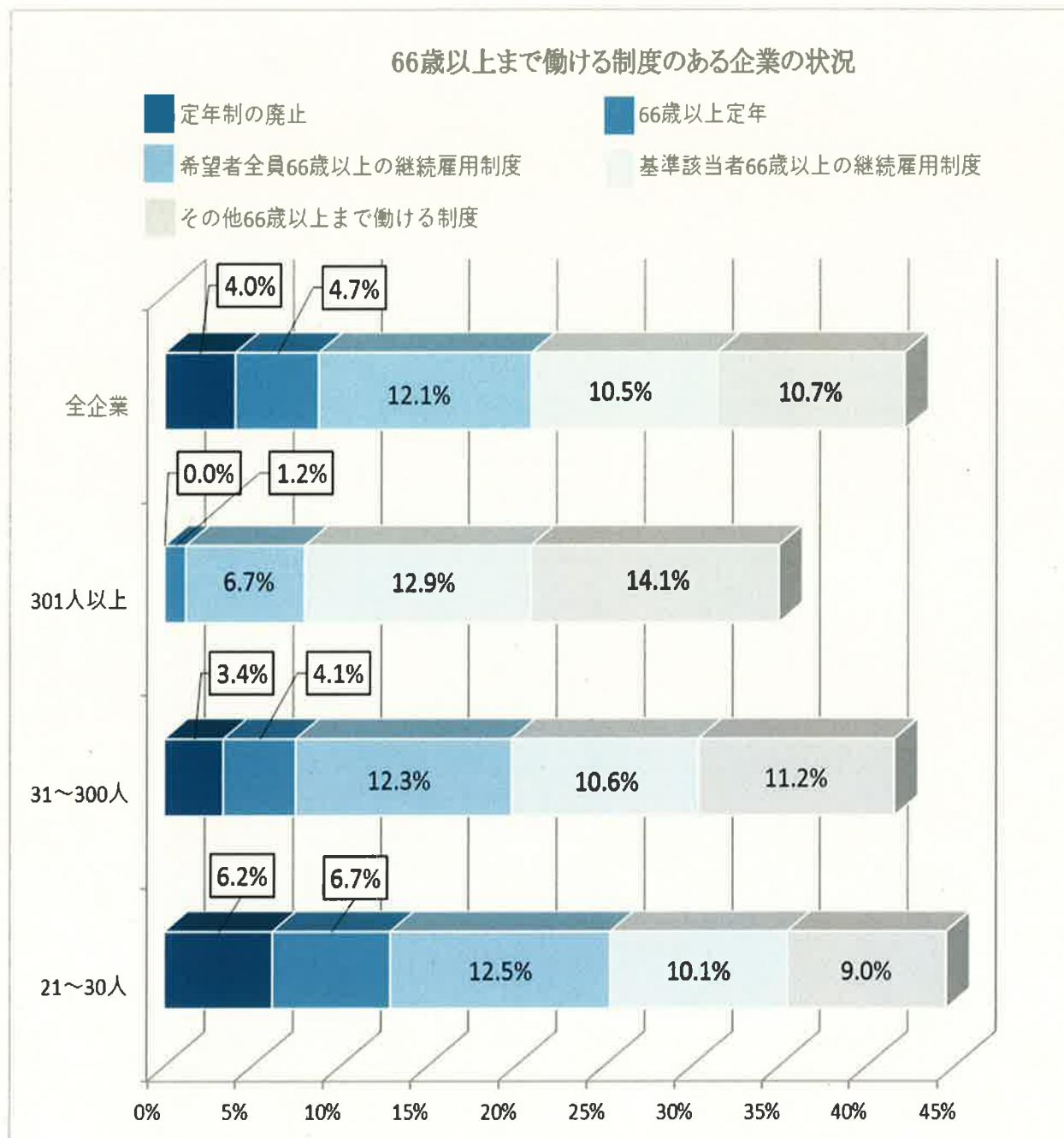
■ 定年制の廃止 ■ 定年の引上げ ■ 継続雇用制度の導入 ■ 創業支援等措置の導入



4 66歳以上まで働く制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働く制度のある企業の状況 (15ページ表6)

報告した全企業において、66歳以上まで働く制度のある企業は1,557社（42.1%）で、中小企業では42.4%、大企業では35.0%であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他66歳以上まで働く制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上まで働く制度のある企業の状況（15ページ表7）

報告した全企業において、70歳以上まで働く制度のある企業は1,459社（39.5%）で、中小企業では39.7%、大企業では33.7%であった。

(3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況（13ページ表4）

報告した全企業において、定年制を廃止している企業は149社（4.0%）、定年を66～69歳とする企業は91社（2.5%）、定年を70歳以上とする企業は84社（2.3%）で、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

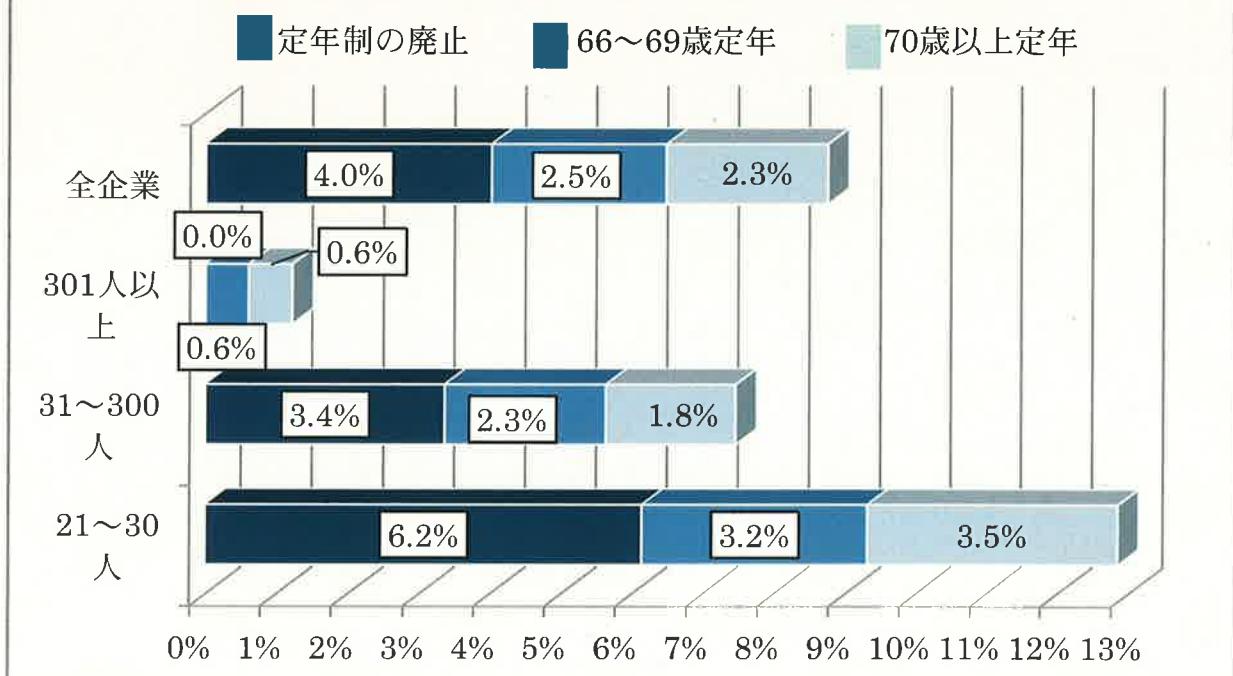
① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は4.2%
- ・ 定年を66～69歳とする企業は2.5%
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.3%

⑤ 大企業

- ・ 定年制を廃止している企業は0.0%
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.6%
- ・ 定年を70歳以上とする企業は0.6%

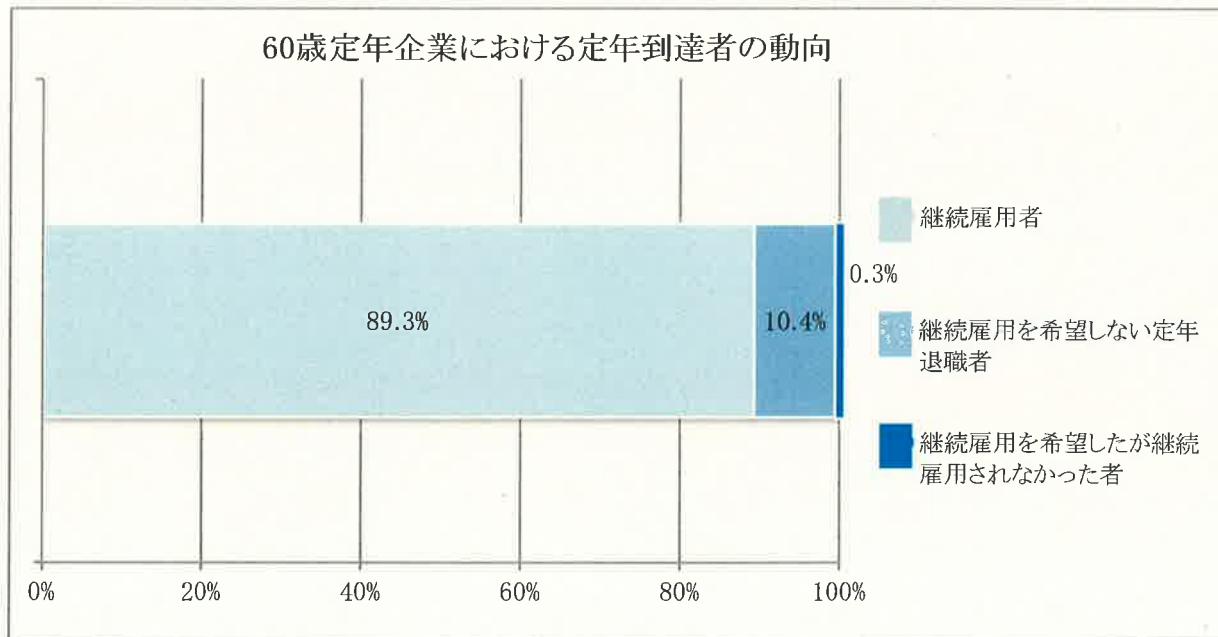
定年制廃止および66歳以上定年企業の状況



5 60歳定年到達者の動向

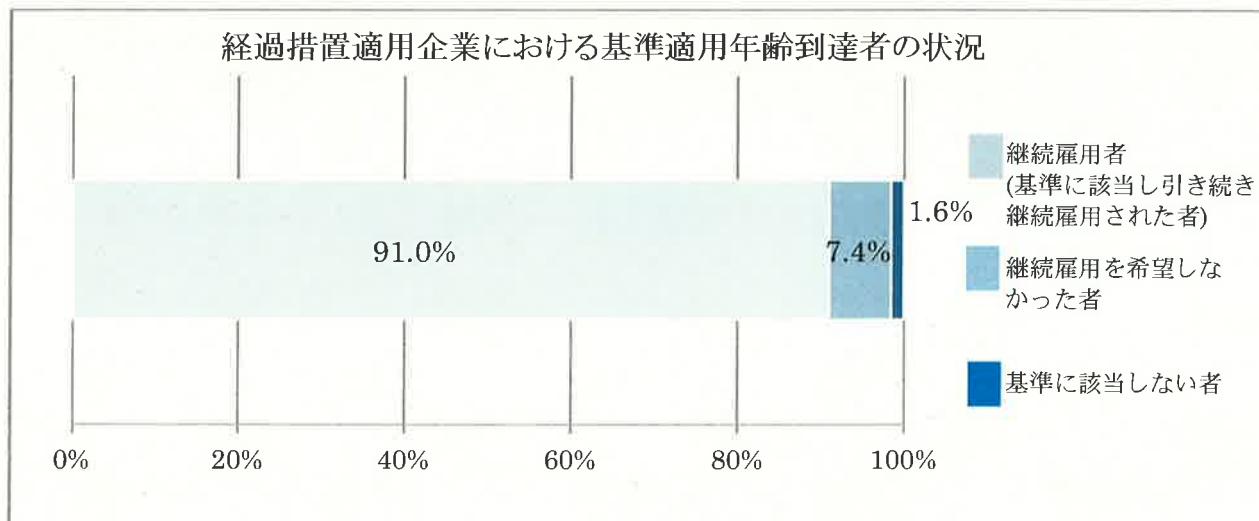
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向 (16ページ表8-1)

60歳定年企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に定年に到達した者は、5,506人であった。このうち、継続雇用された者は89.3%（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は0.7%）、継続雇用を希望しない定年退職者は10.4%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者は0.3%であった。



(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況 (16ページ表8-2)

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に、基準を適用できる年齢（平成31年4月1日から令和4年3月31日までは63歳以上）に到達した者は、690人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は91.0%、継続雇用の更新を希望しなかつた者は7.4%、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1.6%であった。



6 高年齢常用労働者の状況（17ページ表9）

（1）年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数（354,703人）のうち、60歳以上の常用労働者数は60,725人で17.1%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が33,117人、65～69歳が27,608人、70歳以上が9,159人であった。

（2）高年齢労働者の推移（31人以上規模企業）

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は54,966人で、平成21年と比較すると、36,408人増加している。



表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
21人以上 総計	3,670	-	3,697
	99.3%	-	100.0%
31人以上 総計	2,622	(2,449)	2,625
	99.9%	(99.8%)	(2,454)
21~300人	3,507	-	3,534
	99.2%	-	100.0%
21~30人	1,048	-	1,072
	97.8%	-	100.0%
31~300人	2,459	(2,289)	2,462
	99.9%	(99.8%)	(2,294)
301人以上	163	(160)	163
	100.0%	(100.0%)	(160)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「301人以上」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規 模 別		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
		合計	99.3%	-	0.7%
	21~30人	97.8%	-	2.2%	-
	31~50人	99.7%	(99.6%)	0.3%	(0.4%)
	51~100人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
産 業 別	21人以上	31人以上	21人以上	31人以上	
	合計	99.3% -	99.9% (99.8%)	0.7% -	0.1% (0.2%)
農、林、漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品販貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業(他に分類されないもの) その他	農、林、漁業	97.4%	-	100.0% (100.0%)	2.6% -
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	建設業	99.5%	-	99.7% (100.0%)	0.5% -
	製造業	99.3%	-	100.0% (100.0%)	0.7% -
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	情報通信業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	運輸、郵便業	99.7%	-	100.0% (100.0%)	0.3% -
	卸売業、小売業	98.9%	-	100.0% (99.7%)	1.1% -
	金融業、保険業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	不動産業、物品販貸業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	-	100.0% (98.6%)	0.0% -
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	-	100.0% (98.7%)	0.0% -
	教育、学習支援業	96.1%	-	98.7% (98.6%)	3.9% -
	医療、福祉	99.1%	-	99.8% (99.8%)	0.9% -
	複合サービス事業	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -
	サービス業(他に分類されないもの)	99.3%	-	100.0% (100.0%)	0.7% -
	その他	100.0%	-	100.0% (100.0%)	0.0% -

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	149	—	2,417	—
	4.1%	—	65.9%	—
31人以上総計	83 (65)	750 (650)	1,789 (1,734)	2,622 (2,449)
	3.2% (2.7%)	28.6% (26.5%)	68.2% (70.8%)	100.0% (100.0%)
21~300人	149	—	2,280	—
	4.2%	—	65.0%	—
21~30人	66	—	628	—
	6.3%	—	59.9%	—
31~300人	83 (64)	724 (630)	1,652 (1,595)	2,459 (2,289)
	3.4% (2.8%)	29.4% (27.5%)	67.2% (69.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	26 (20)	137 (139)	163 (160)
	0.0% (0.6%)	16.0% (12.5%)	84.0% (86.9%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上 の継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上 の継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	2,041	—	2,417
	84.4%	—	100.0%
31人以上総計	1,446 (1,352)	343 (382)	1,789 (1,734)
	80.8% (78.0%)	19.2% (22.0%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,960	—	2,280
	86.0%	—	100.0%
21~30人	595	—	628
	94.7%	—	100.0%
31~300人	1,365 (1,279)	287 (316)	1,652 (1,595)
	82.6% (80.2%)	17.4% (19.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	81 (73)	56 (66)	137 (139)
	59.1% (52.5%)	40.9% (47.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計 (①~⑧)
		② 自社、子会社等	③ 自社、関連会社等	④ 自社、子会社等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、関連会社等	⑦ 関連会社等	⑧ その他の会社を含む	
21人以上 総計	2,319	—	42	—	20	—	23	—	2,417
	95.9%	—	1.7%	—	0.8%	—	1.0%	—	100.0%
31人以上 総計	1,709 (1,670)	35 (32)	16 (9)	19 (18)	1 (2)	0 (0)	9 (3)	0	1,789 (1,734)
	95.5% (96.3%)	2.0% (1.8%)	0.9% (0.5%)	1.1% (1.0%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.5% (0.2%)	0.0%	100.0% (100.0%)
21~300人	2,196	—	32	—	18	—	21	—	2,280
	96.3%	—	1.4%	—	0.8%	—	0.9%	—	100.0%
21~30人	610	—	7	—	4	—	1	—	628
	97.1%	—	1.1%	—	0.6%	—	0.6%	—	100.0%
31~300人	1,586 (1,544)	25 (29)	14 (8)	17 (15)	1 (2)	0 (0)	9 (3)	0	1,652 (1,595)
	96.0% (96.8%)	1.5% (1.4%)	0.8% (0.5%)	1.0% (0.9%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.5% (0.2%)	0.0%	100.0% (100.0%)
301人以上	123 (126)	10 (9)	2 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	137 (139)
	89.8% (90.6%)	7.3% (6.5%)	1.5% (0.7%)	1.5% (2.2%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0%	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「⑧その他の会社を含む」とは、自社以外の継続雇用先がある企業のうち、子会社等及び関連会社等以外の他社を継続雇用先としている企業を計上している(継続雇用先がその他の会社のみの場合も含む。)。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66~69歳	70歳以上		
21人以上 総計	149 -	929 -	91 -	84 -	1,253 -	3,697 -
	4.0% -	25.1% -	2.5% -	2.3% -	33.9% -	100.0% -
31人以上 総計	83 (65)	647 (568)	57 (48)	46 (34)	833 (715)	2,625 (2,454)
	3.2% (2.6%)	24.6% (23.1%)	2.2% (2.0%)	1.8% (1.4%)	31.7% (29.1%)	100.0% (100.0%)
21~300人	149 -	905 -	90 -	83 -	1,227 -	3,534 -
	4.2% -	25.6% -	2.5% -	2.3% -	34.7% -	100.0% -
21~30人	66 -	282 -	34 -	38 -	420 -	1,072 -
	6.2% -	26.3% -	3.2% -	3.5% -	39.2% -	100.0% -
31~300人	83 (64)	623 (549)	56 (47)	45 (34)	807 (694)	2,462 (2,294)
	3.4% (2.8%)	25.3% (23.9%)	2.3% (2.0%)	1.8% (1.5%)	32.8% (30.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	24 (19)	1 (1)	1 (0)	26 (21)	163 (160)
	0.0% (0.6%)	14.7% (11.9%)	0.6% (0.6%)	0.6% (0.0%)	16.0% (13.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表5-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

		①70歳までの就業確保措置実施済み				②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計 (①+②+③)
		定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入			
21人以上総計	1,057	-	149	-	84	-	823	-
	28.6%	-	4.0%	-	2.3%	-	22.3%	-
31人以上総計	707	-	83	-	46	-	577	-
	26.8%	-	3.2%	-	1.8%	-	22.0%	-
21~300人	1,024	-	149	-	83	-	791	-
	29.0%	-	4.2%	-	2.3%	-	22.4%	-
21~30人	350	-	66	-	38	-	246	-
	32.6%	-	6.2%	-	3.5%	-	22.9%	-
31~300人	674	-	83	-	45	-	545	-
	27.4%	-	3.4%	-	1.8%	-	22.1%	-
301人以上	33	-	0	-	1	-	32	-
	20.2%	-	0.0%	-	0.6%	-	19.6%	-
							0.1%	-
							2.9%	-
							70.2%	-
							100.0%	-

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」は、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「31人以上総計」「21~300人」「21~30人」「31~300人」「31~30人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表5-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規 模 別		①実施済企業割合		②未実施企業割合		
		合計	28.6%	合計	71.4%	
	21~30人	32.6%	-	67.4%	-	
	31~50人	30.2%	-	69.8%	-	
	51~100人	27.4%	-	72.6%	-	
	101~300人	21.4%	-	78.6%	-	
	301~500人	17.6%	-	82.4%	-	
	501~1,000人	19.1%	-	80.9%	-	
	1,001人以上	29.0%	-	71.0%	-	
産業別	21人以上		31人以上		21人以上	
	合計	28.6%	-	26.9%	-	
農、林、漁業	35.9%	-	26.3%	-	64.1%	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	37.5%	-	40.0%	-	62.5%
建設業	40.0%	-	36.6%	-	60.0%	-
	製造業	20.9%	-	19.0%	-	79.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	11.1%	-	0.0%	-	88.8%	-
	情報通信業	13.6%	-	11.4%	-	86.4%
運輸、郵便業	34.1%	-	33.6%	-	65.9%	-
	卸売業、小売業	24.5%	-	24.4%	-	75.5%
金融業、保険業	17.4%	-	20.0%	-	82.6%	-
	不動産業、物品販賣業	43.3%	-	50.0%	-	56.7%
学術研究、専門・技術サービス業	25.3%	-	24.0%	-	74.7%	-
	宿泊業、飲食サービス業	25.5%	-	20.0%	-	74.5%
生活関連サービス業、娯楽業	25.0%	-	22.7%	-	75.0%	-
	教育、学習支援業	10.7%	-	6.4%	-	89.3%
医療、福祉	31.7%	-	33.6%	-	68.3%	-
	複合サービス事業	4.0%	-	0.0%	-	96.0%
サービス業(他に分類されないもの)	35.5%	-	33.8%	-	64.5%	-
	その他	50.0%	-	100.0%	-	50.0%
					0.0%	-

表6 66歳以上まで働く制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	149 ~	175 ~	448 ~	390 ~	395 ~	772 ~	1,162 ~	1,557 ~	3,697 ~
	4.0% ~	4.7% ~	12.1% ~	10.5% ~	10.7% ~	20.9% ~	31.4% ~	42.1% ~	100.0% ~
31人以上 総計	83 (65)	103 (82)	314 (263)	282 (302)	288 (185)	500 (410)	782 (712)	1,080 (897)	2,625 (2,454)
	3.2% (2.6%)	3.9% (3.3%)	12.0% (10.7%)	10.7% (12.3%)	11.4% (7.5%)	19.0% (16.7%)	29.8% (29.0%)	41.1% (36.6%)	100.0% (100.0%)
21~300人	149 ~	173 ~	437 ~	369 ~	372 ~	759 ~	1,128 ~	1,500 ~	3,534 ~
	4.2% ~	4.9% ~	12.4% ~	10.4% ~	10.5% ~	21.5% ~	31.9% ~	42.4% ~	100.0% ~
21~30人	66 ~	72 ~	134 ~	108 ~	87 ~	272 ~	380 ~	477 ~	1,072 ~
	6.2% ~	6.7% ~	12.5% ~	10.1% ~	9.0% ~	25.4% ~	35.4% ~	44.5% ~	100.0% ~
31~300人	83 (64)	101 (81)	303 (257)	261 (278)	275 (165)	487 (402)	748 (680)	1,023 (845)	2,462 (2,294)
	3.4% (2.8%)	4.1% (3.5%)	12.3% (11.2%)	10.6% (12.1%)	11.2% (7.2%)	19.8% (17.5%)	30.4% (29.8%)	41.6% (36.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	2 (1)	11 (6)	21 (24)	23 (20)	13 (8)	34 (32)	57 (52)	163 (160)
	0.0% (0.6%)	1.2% (0.6%)	6.7% (3.8%)	12.9% (15.0%)	14.1% (12.5%)	8.0% (5.0%)	20.9% (20.0%)	35.0% (32.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働く制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	149 ~	84 ~	436 ~	387 ~	403 ~	669 ~	1,056 ~	1,459 ~	3,697 ~
	4.0% ~	2.3% ~	11.8% ~	10.5% ~	10.9% ~	18.1% ~	28.6% ~	39.5% ~	100.0% ~
31人以上 総計	83 (65)	46 (34)	300 (248)	277 (294)	299 (186)	429 (347)	708 (641)	1,005 (827)	2,625 (2,454)
	3.2% (2.6%)	1.8% (1.4%)	11.4% (10.1%)	10.6% (12.0%)	11.4% (7.6%)	16.3% (14.1%)	26.9% (26.1%)	38.3% (33.7%)	100.0% (100.0%)
21~300人	149 ~	83 ~	424 ~	367 ~	381 ~	656 ~	1,023 ~	1,404 ~	3,534 ~
	4.2% ~	2.3% ~	12.0% ~	10.4% ~	10.8% ~	18.6% ~	28.9% ~	39.7% ~	100.0% ~
21~30人	66 ~	38 ~	136 ~	110 ~	104 ~	240 ~	350 ~	454 ~	1,072 ~
	6.2% ~	3.5% ~	12.7% ~	10.3% ~	9.7% ~	22.4% ~	32.6% ~	42.4% ~	100.0% ~
31~300人	83 (64)	45 (34)	288 (242)	257 (271)	277 (166)	416 (340)	673 (611)	950 (777)	2,462 (2,294)
	3.4% (2.8%)	1.8% (1.5%)	11.7% (10.5%)	10.4% (11.8%)	11.3% (7.2%)	16.9% (14.8%)	27.3% (26.6%)	38.6% (33.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	1 (0)	12 (6)	20 (23)	22 (20)	13 (7)	33 (30)	55 (50)	163 (160)
	0.0% (0.6%)	0.6% (0.0%)	7.4% (3.8%)	12.3% (14.4%)	13.5% (12.5%)	8.0% (4.4%)	20.2% (18.8%)	33.7% (31.3%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかつた者)	定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかつた者)
		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	継続雇用者数 (継続雇用を希望しない者)	継続雇用者数 (88.8%)	継続雇用者数 (1.6%)	15	0.3% (0.2%)
60歳定年企業で いる企業等	1,451	5,506	575	10.4% (11.0%)	4,916	89.3% (88.8%)	38
うち女性	757	2,681	264	9.8% (10.2%)	2,414	90.0% (89.6%)	8

※ 本集計は、過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)
		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)	(基準に該当し引き続き継続雇 用された者)	継続雇用終了者数 (94.1%)	継続雇用終了者数 (91.0%)	
経過措置適用企業で基準でいる企業 年齢到達者(63歳)	146	690	51	7.4% (4.8%)	628	91.0% (94.1%)
うち女性	82	311	24	7.7% (6.4%)	285	91.6% (93.2%)

※ 本集計は、令和2年6月1日から令和3年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表9 年齢別常用労働者数

		年齢計	60歳以上合計		65歳以上	うち70歳以上
			60~64歳	65歳以上		
3 規 模 人 企 業 上	平成21年	284,466人	(100.0)	18,558人	(100.0)	13,918人
	平成22年	289,914人	(101.9)	20,803人	(112.1)	16,120人
	平成23年	273,425人	(96.1)	19,771人	(106.5)	16,108人
	平成24年	283,360人	(99.6)	22,298人	(120.2)	17,937人
	平成25年	291,504人	(102.5)	26,144人	(140.9)	19,761人
	平成26年	300,550人	(105.7)	29,696人	(160.0)	21,404人
	平成27年	309,189人	(108.7)	34,755人	(187.3)	23,790人
	平成28年	314,595人	(110.6)	37,380人	(201.4)	24,864人
	平成29年	312,541人	(109.9)	41,009人	(221.0)	26,062人
	平成30年	312,268人	(109.8)	43,606人	(235.0)	26,569人
	令和元年	321,327人	(113.0)	48,434人	(261.0)	28,430人
	令和2年	321,934人	(113.2)	52,205人	(281.3)	29,495人
	令和3年	327,589人	(115.2)	54,966人	(296.2)	30,331人
21人以上 規模企業	令和3年	354,703人	-	60,725人	-	33,117人
					-	27,608人
					-	9,159人
					-	-

※「31人以上規模企業」の()は、平成21年を100とした場合の比率(「うち70歳以上」は平成25年を100とした場合の比率)

表10 都道府県別の状況

	報告した全ての企業		雇用確保措置実施済企業割合	70歳までの就業確保措置実施済企業割合		66歳以上まで勤ける制度のある企業割合	70歳以上まで勤ける制度のある企業割合	
北海道	9,128 社	(6,260 社)	99.5% (99.9%)	29.1%	-	41.1% (34.4%)	39.7%	(32.7%)
青森	2,638 社	(1,767 社)	99.2% (99.9%)	31.8%	-	42.1% (39.0%)	39.9%	(36.2%)
岩手	2,592 社	(1,813 社)	99.9% (99.8%)	32.7%	-	45.1% (39.2%)	43.1%	(37.1%)
宮城	3,878 社	(2,689 社)	99.6% (99.9%)	29.7%	-	42.2% (36.5%)	39.9%	(33.8%)
秋田	2,039 社	(1,371 社)	99.6% (99.9%)	30.0%	-	50.2% (48.1%)	48.5%	(45.9%)
山形	2,255 社	(1,623 社)	99.4% (99.9%)	25.5%	-	39.1% (33.8%)	36.9%	(31.5%)
福島	3,697 社	(2,454 社)	99.3% (99.8%)	28.6%	-	42.1% (36.6%)	39.5%	(33.7%)
茨城	3,940 社	(2,913 社)	99.9% (100.0%)	30.0%	-	39.3% (34.0%)	37.1%	(32.0%)
栃木	3,255 社	(2,093 社)	99.8% (100.0%)	28.4%	-	40.2% (35.5%)	38.6%	(33.5%)
群馬	3,998 社	(2,714 社)	99.8% (100.0%)	29.1%	-	37.1% (33.5%)	35.6%	(31.7%)
埼玉	8,315 社	(5,622 社)	99.0% (99.9%)	30.2%	-	41.8% (37.6%)	40.1%	(35.7%)
千葉	6,780 社	(4,794 社)	99.9% (99.9%)	31.1%	-	43.9% (39.6%)	42.4%	(37.8%)
東京	38,531 社	(29,666 社)	99.9% (99.9%)	19.3%	-	29.5% (25.7%)	28.2%	(24.3%)
神奈川	10,880 社	(7,385 社)	99.5% (99.9%)	25.2%	-	37.1% (31.5%)	35.6%	(29.7%)
新潟	4,767 社	(3,317 社)	100.0% (100.0%)	24.4%	-	41.0% (36.7%)	39.0%	(34.9%)
富山	2,486 社	(1,792 社)	99.9% (100.0%)	18.6%	-	44.3% (39.5%)	42.6%	(37.2%)
石川	2,570 社	(1,848 社)	99.8% (100.0%)	26.8%	-	37.3% (31.3%)	35.6%	(29.1%)
福井	1,832 社	(1,232 社)	100.0% (100.0%)	27.2%	-	39.4% (33.4%)	36.6%	(31.1%)
山梨	1,474 社	(1,032 社)	99.7% (100.0%)	25.5%	-	36.6% (33.5%)	34.7%	(32.1%)
長野	3,955 社	(2,832 社)	100.0% (100.0%)	26.5%	-	42.8% (37.8%)	41.3%	(38.0%)
岐阜	4,069 社	(2,730 社)	99.9% (100.0%)	33.0%	-	45.6% (41.0%)	44.1%	(38.8%)
静岡	6,864 社	(4,969 社)	99.9% (99.8%)	27.6%	-	40.9% (36.2%)	38.9%	(33.8%)
愛知	13,894 社	(10,157 社)	100.0% (100.0%)	26.2%	-	41.3% (35.8%)	39.3%	(33.5%)
三重	3,044 社	(2,093 社)	100.0% (100.0%)	30.4%	-	44.3% (38.6%)	42.5%	(36.6%)
滋賀	2,149 社	(1,462 社)	99.2% (99.7%)	25.5%	-	40.7% (34.6%)	38.4%	(32.6%)
京都	4,449 社	(3,079 社)	99.6% (99.9%)	23.0%	-	35.2% (31.0%)	33.8%	(29.4%)
大阪	18,557 社	(12,992 社)	99.7% (99.9%)	21.6%	-	33.2% (28.9%)	31.6%	(27.1%)
兵庫	7,752 社	(5,640 社)	99.5% (99.9%)	22.5%	-	34.4% (30.1%)	32.6%	(27.9%)
奈良	1,597 社	(1,157 社)	100.0% (99.6%)	32.4%	-	45.4% (40.4%)	42.9%	(37.6%)
和歌山	1,627 社	(1,099 社)	99.4% (100.0%)	27.1%	-	39.5% (35.2%)	37.0%	(32.8%)
鳥取	1,103 社	(795 社)	100.0% (100.0%)	26.0%	-	40.3% (33.8%)	37.3%	(30.4%)
島根	1,442 社	(999 社)	99.4% (99.9%)	37.2%	-	50.5% (42.5%)	48.1%	(40.1%)
岡山	3,611 社	(2,459 社)	99.4% (99.9%)	28.1%	-	42.4% (36.3%)	40.7%	(33.7%)
広島	5,515 社	(3,847 社)	99.7% (99.8%)	23.5%	-	39.0% (34.9%)	37.3%	(32.9%)
山口	2,443 社	(1,713 社)	99.7% (100.0%)	25.9%	-	42.4% (40.3%)	40.8%	(38.5%)
徳島	1,306 社	(883 社)	100.0% (100.0%)	32.2%	-	41.4% (36.5%)	39.1%	(33.7%)
香川	2,061 社	(1,489 社)	99.6% (100.0%)	31.5%	-	43.4% (37.5%)	41.7%	(34.9%)
愛媛	2,629 社	(1,772 社)	99.2% (99.7%)	23.2%	-	41.3% (36.2%)	40.0%	(34.8%)
高知	1,312 社	(900 社)	99.9% (100.0%)	24.3%	-	36.0% (30.8%)	34.9%	(29.4%)
福岡	9,396 社	(6,530 社)	99.9% (100.0%)	26.0%	-	40.1% (35.6%)	38.5%	(33.9%)
佐賀	1,696 社	(1,079 社)	99.2% (99.7%)	28.9%	-	41.2% (33.4%)	38.4%	(30.1%)
長崎	2,678 社	(1,804 社)	99.5% (99.7%)	25.1%	-	40.0% (34.8%)	38.6%	(33.6%)
熊本	3,242 社	(2,163 社)	99.2% (99.8%)	23.8%	-	39.6% (34.8%)	37.3%	(32.3%)
大分	2,297 社	(1,533 社)	100.0% (100.0%)	32.5%	-	48.0% (43.4%)	46.3%	(40.9%)
宮崎	2,205 社	(1,581 社)	99.9% (99.9%)	30.2%	-	46.1% (41.2%)	43.8%	(38.6%)
鹿児島	3,152 社	(2,120 社)	99.9% (99.9%)	32.1%	-	44.3% (37.0%)	42.0%	(34.6%)
沖縄	2,959 社	(1,889 社)	99.5% (99.7%)	23.7%	-	35.2% (28.0%)	34.3%	(26.9%)
全国計	232,059 社	(164,151 社)	99.7% (99.9%)	25.6%	-	38.3% (33.4%)	36.6%	(31.5%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※「70歳までの就業確保措置導入企業」は表5-1の①に、「66歳以上まで勤ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで勤ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。